

[令和7年予備試験論文式 行政法]

1 設問1

2 1. 「法律上の利益を有する者」（行政事件訴訟法9条1項）とは、当該処分により自己  
3 の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのあ  
4 る者を意味する。ここでいう法律上保護された利益とは、当該処分を定めた行政法規が  
5 不特定多数者の具体的利益をそれが帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護  
6 すべきものとする趣旨を含むと解される場合における当該利益を意味し、その判断は9  
7 条2項に従って行われる。

8 2. X1及びX2は、本件予定地の付近で養蜂を行っている養蜂業者であるから、被侵害利  
9 益として、既存の許可業者の養蜂業に係る営業の利益を主張することが考えられる。

10 3. 転飼許可は、本件条例3条を根拠とする処分であるところ、同条2項1号は、不許可  
11 事由として「蜂群数が転飼しようとする区域内の蜜源に比べて過剰と認めるとき」を挙  
12 げている。本件条例は養蜂振興法の委任に基づかない自主条例であり、根拠法令である  
13 本件条例から見た場合、同法は「処分…の根拠となる法令」（行訴法9条2項）には当  
14 たらないが、本件条例と「目的を共通にする関係法令」に当たるから、本件条例3条の  
15 趣旨及び目的を明らかにする際に、同法の趣旨及び目的も参考にすることができる。同  
16 法が蜂群の適正配置の確保を趣旨及び目的としている（同法1条、3条、8条）ことか  
17 らすれば、本件条例3条は、2項1号の不許可事由を通じて、蜂群の適正配置を確保す  
18 ることを通じて既存の許可業者の営業上の利益を保護する趣旨であるといえる。

19 上記利益の個別的利益性については、営業許可制は、社会公共の安全と秩序を維持す  
20 るため、社会的弊害の発生を未然に防ぐことを目的として、国民の本来的自由に属する  
21 営業活動について一般的に禁止した上で所定の要件を満たす場合に限り禁止を解除す  
22 るものであるから、特定の者の排他的な営業権を付与する趣旨を含まず、適正な許可制

1 度の運用によって保護されるべき既存の許可業者の営業上の利益は、単なる事実上の反  
2 射的利益にとどまるとして、営業許可制の法的性質に着目して既存の許可業者の営業上  
3 の利益の個別的利益性を否定する立場もあり得る。

4 しかし、営業許可制の法的性質に関する一般論から判断するのではなく、既存の許可  
5 業者の営業上の利益を保護するための適正配置等の需給調整に関する仕組みの有無と  
6 いった根拠法令の具体的な仕組みに着目して判断すべきであり、判例も同様の立場で  
7 ある。

8 本件条例4条は、転飼場所から半径2キロメートル以内の蜂群の位置が記載されてい  
9 る転飼場所付近の見取図を許可申請書に添付することを義務付けており、また、本件条  
10 例施行規則5条2項は、蜜源に対し蜂群数が過剰にならないように、転飼先地区の養蜂  
11 業者と蜂群数及び転飼先の調整を行った旨を記載し、Y県養蜂農業協同組合の転飼先地  
12 区を管轄する支部長が押印した事前調整報告書を申請書に添付することができると定  
13 めており、いずれも蜂群の適正配置による需給調整を趣旨とするものである。しかも、  
14 関係法令である養蜂振興法においても蜂群の適正配置を趣旨として届出制（同法3条）  
15 や都道府県知事の措置等（同法8条）が定められており、かつ、養蜂振興法及び本件条  
16 例の合理的解釈を前提として作成された【資料】掲載の手引でも、需給調整に関する定  
17 めがあるとともに、蜂群が近接する場合には既存の許可業者を優先すべきことが明記  
18 されており、これらも本件条例3条の趣旨を解釈する際に考慮される。

19 このことに、養蜂業者の濫立により需給均衡が損なわれた場合にはその経営が悪化し  
20 て養蜂業の適正な運営が害されて粗悪品の供給により消費者被害にも発展しかねない  
21 という被侵害利益の内容・性質も考慮するならば、本件条例は、転飼先から2キロメー  
22 トル以内の場所に巣箱を設置して養蜂を行っている既存の許可業者の営業上の利益に

1 ついて、単なる事実上の反射的利益としてではなく、それが帰属する個々の許可業者の  
2 個別的利益としても保護する趣旨を含むと解すべきである。

3 4. X1 は、本件予定地から 1.6 キロメートル離れた場所で養蜂を行っている既存の許可業  
4 者であるから、本件処分の取消訴訟における原告適格を有する。これに対し、X2 は、本  
5 件予定地から 5 キロメートルも離れた場所で養蜂を行っているにすぎないから、本件処  
6 分の取消訴訟における原告適格を有しない。

7 設問 2

8 1. 行政裁量の存否は、法令の文言と処分の性質から判断される。

9 本件条例 3 条 2 項 1 号は、不許可事由について、「蜂群数が転飼しようとする区域内  
10 の蜜源に比べて過剰と認めるとき」という不確定概念を用いて定めている。その趣旨は、  
11 転飼許可の可否については、転飼先の蜜源に対して蜂群数が過剰になることを防止する  
12 ために、転飼先の周辺の蜂群や蜜源の状況など、様々な事情を考慮して判断する必要が  
13 あるため、こうした事情を総合考慮した上で適切な判断を下すことに適している都道府  
14 県知事の判断に委ねることにある。そこで、前記の不許可事由の判断には、都道府県知  
15 事の要件裁量が認められると解する。

16 2. 裁量権の逸脱、濫用の判断においては、その前提として、蜜源に対して蜂群数が著し  
17 く過剰である場合に限って本件条例 3 条 2 項 1 号の不許可事由に当たるとの運用の可否  
18 が問題となる。

19 確かに、平成 27 年最判は、行政庁が行政手続法 12 条に従って設定・公表している処  
20 分基準について、外部規範である平等原則や信頼保護原則を媒介とすることにより、処  
21 分基準の定めと異なる取扱いをすることを相当と認めるべき特段の事情がない限り、そ  
22 のような取扱いは裁量権の範囲の逸脱・濫用に当たるとして、裁量基準に法的拘束力を

1 認めているから、本問における不許可事由に関する運用についても同様に解すべきであ  
2 るとの立場もありそうである。

3 しかし、上記運用は、裁量基準として定められたものではないから、都道府県知事の  
4 裁量権行使を羈束するとまではいえない。

5 もっとも、法令の仕組みに反しない限りにおいては、当該地域の時々々の状況に応じて  
6 不許可事由に関する判断の厳格性を变化させることは、裁量権行使の在り方として許容  
7 されるべきであるから、上記運用に合理性が認められるのであれば、上記運用に従って  
8 不許可事由に関する判断を行うことも許されると解すべきである。

9 3. Y 県では、県全体の養蜂業者が減少傾向にあることに加えて高齢化しており、数年前  
10 から、本件条例によって転飼を制限して経営の合理化・効率化を妨げてきたことがその  
11 原因ではないかとの指摘が県議会で何度もされていたことから、令和 5 年には、Y 県の  
12 担当部長が、蜜源に対して蜂群数が著しく過剰である場合に限って、本件条例 3 条 2 項  
13 1 号の不許可事由に当たるとして許可をしない方針に変更すると県議会で答弁している。  
14 こうした経緯からすれば、上記運用には合理性が認められる。

15 そして、X2 は、事前調整報告書への押印を拒否しているところ、これは実施調査を行  
16 う必要性を示すにすぎないし、X2 は本件予定地から 5 キロメートル離れた場所で養蜂  
17 を行う許可業者であり、A による転飼許可申請について A と利害関係が衝突関係するも  
18 のであるから、X2 が述べる拒否理由を、中立的な立場から実施調査を行った樹木医の報  
19 告に優先させるべきではない。そうすると、樹木医が、調査時点では C 地区に蜜源が十  
20 分に存在するとの報告をしていることからしても、蜜源に対して蜂群数が著しく過剰で  
21 あるとまではいえないから、不許可事由には当たらない。

22 以上より、裁量権の逸脱・濫用は認められないから、本件処分は適法である。 以上